

自動車環境管理制度 Q & A

《問1》（広島県条例との関係）

Q 広島県の条例「広島県生活環境の保全等に関する条例」においても、同様の計画書についての作成義務がありますが、県条例との関係はどうなるのでしょうか。

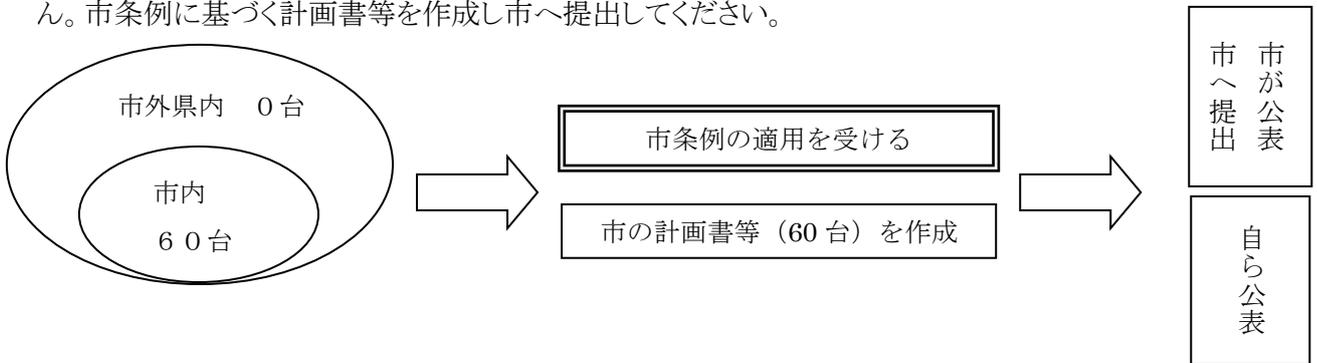
A 広島市内でのみ50台以上の特定自動車を使用している事業者は、市の条例の対象となりますので、市条例に基づく計画書・報告書を市に提出するとともに、自ら公表を行ってください。

また、県条例の適用を受ける事業者は、県条例に従い、適切に対応してください。

なお、広島市内と広島市外（県内）の両方に事業所がある場合は、市条例と県条例の両方が対象となる場合がありますので、次の（ケース3）により提出してください。

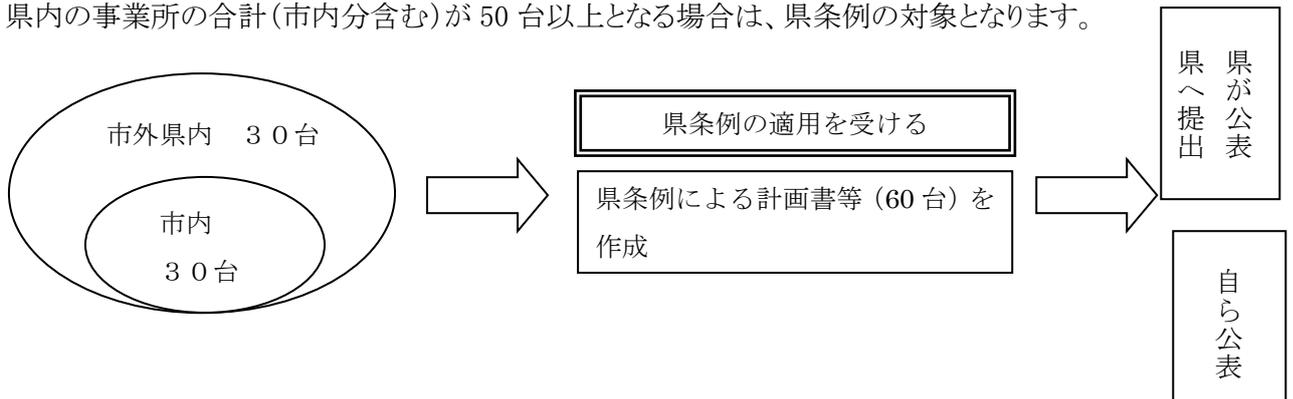
（ケース1）

広島市内のみで特定自動車を使用している場合は、県条例に基づく計画書を作成する必要はありません。市条例に基づく計画書等を作成し市へ提出してください。



（ケース2）

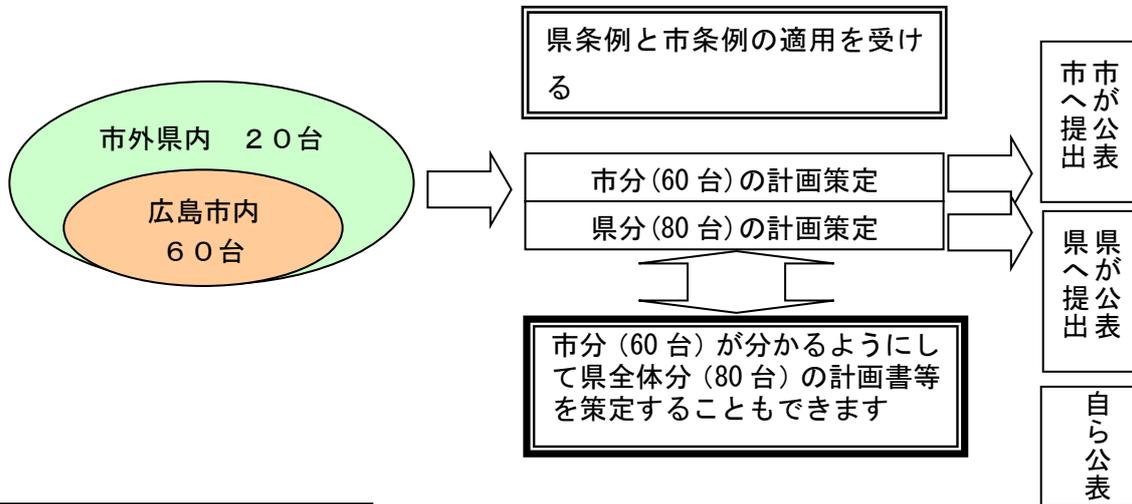
広島市内で使用している特定自動車の台数が50台未満の事業者は、市条例の対象となりませんが、県内の事業所の合計（市内分含む）が50台以上となる場合は、県条例の対象となります。



【ケース3】

広島市内で50台以上の特定自動車を使用し、かつ広島市外（県内）の事業所においても対象となる自動車を使用している場合は、市条例と県条例の適用を受けます。

市分・県分の計画書等をそれぞれ策定して、市と県に出すことが基本ですが、「広島市様式の別紙」又は「県様式の別紙」のどちらかに、広島市内分を含めた県内全体分の計画として、広島市内分が分かるように記載して計画を策定することもできます。



計画書の別紙1（策定例）

(2) 低公害車等の導入に関する計画（各年度とも年度末日における台数）

（ディーゼル自動車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項を含む）

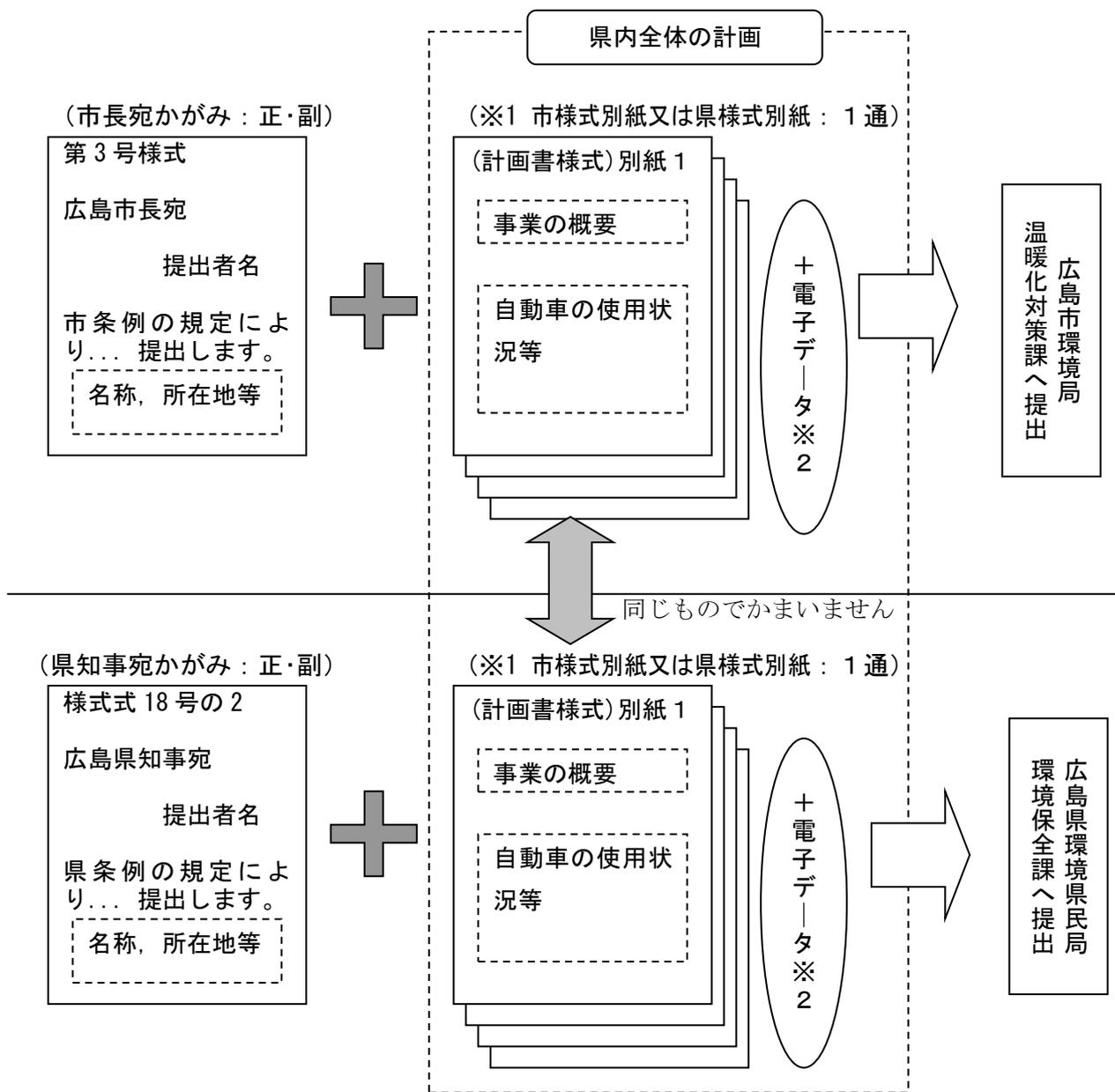
種 別		低公害車等の使用台数（ ）内は内数で広島市分						
		基準日 (R3.3.31)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			目標	純増	目標	純増	目標	純増
低 公 害 車	CNG（天然ガス）自動車	(2) 3	(2) 3	(0) 0	(3) 5	(1) 2	(3) 6	(2) 4
	電気自動車	()	()	()	()	()	()	()
	ハイブリッド自動車	()	()	()	()	()	()	()
	メタノール自動車	()	()	()	()	()	()	()
	低燃費かつ低排出ガス認定車	(1) 2	(2) 3	(1) 1	(2) 3	(1) 1	(3) 4	(2) 2
	次世代低公害車（燃料電池自動車等）	()	()	()	()	()	()	()

上段に広島市の台数を（ ）書きで記載【県内全体の内数】

下段に県全体（広島市を含む）の台数を記載【県内全体】

この場合、広島市分が分かるように、別紙の計画書には、「自動車の保有状況」には市町別に記入を、「低公害車等の導入に関する計画」には、上段に（ ）書きで「広島市内分の自動車数（県内全体の内数）」を、下段に「県内全体分の自動車数」を記入してください。

市条例と県条例の両方の対象となる場合で、県内全体で1つの計画を策定した場合、書類の提出については、広島市へは「広島市長宛て」のかがみに、県へは「広島県知事宛て」のかがみに、別紙（「広島市様式の別紙」または「県様式の別紙」のどちらか）と電子データを添付して、広島市環境局温暖化対策課及び広島県環境県民局環境保全課へそれぞれ提出してください。



※1 市計画書様式別紙と県計画書様式別紙は、表現が異なる部分が若干ありますが、策定内容は同様であるので、どちらの様式を使われても構いません。

※2 広島市への提出については、電子メールによる提出の場合、別途電子データ（別紙1～3）を提出する必要はありません。ただし、広島県への提出については、持参又は窓口での提出によることとしており、電子メールによる提出はできません。

《問2》軽自動車の扱い

Q 広島市条例では、対象台数に軽自動車を含み、広島県条例では、対象台数に含まれていません。広島市内と広島市外（県内）の両方に事業所がある事業者は、どのように計画を策定すればよいのでしょうか。

A 《問1》【ケース3】のように、広島市内の事業所で50台以上あり、広島市外（県内）にも事業所がある場合には、市条例及び県条例の対象となります。

この場合、県内全体（広島市を含む）の計画を1つ策定し、広島市分も分かるようにして記入することもできますが、広島市分には軽自動車の記入が必須です。

【市条例と県条例の両方が適用される場合の計画書記入例】

計画書の別紙1

2 基準日における自動車の保有状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所数)	ガソリン			軽油			その他			計		
		中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車	中 ・ 大 型 自 動 車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	中 ・ 大 型 自 動 車	普 通 自 動 車		小 型 自 動 車	軽 自 動 車
広島市	3箇所	0	3	2	1	45	0	0	2	0	0		53
呉市	2箇所	0	3	0		15	0	0	1	0	0		19
海田町	2箇所	0	0	0	2	5	0	0	1	0	0		8
計	7箇所	0	6	2	3	65	0	0	4	0	0		80

広島市内の軽自動車台数は必須

《問3》(計画書未提出の特定事業者への対応)

Q 特定自動車使用事業者に該当しているのに計画書を提出しない場合、ペナルティーを科せられるのでしょうか。

A 対象事業者であって、その義務を果たしていない場合は、条例第47条の規定により、市長が提出の勧告をし、正当な理由なくこれに従わないときには、条例第48条の規定により、事業者名や勧告内容等を公表することとなります。

《問4》(計画書等の作成義務について)

Q 計画書の計画期間中に、市内の特定自動車の使用台数が50台未満になったのですが、翌年度から報告書の提出を行わなくてもよいですか。

A 3年の計画期間の間は、50台未満になっても毎年報告書の提出義務は続きますので、報告書を提出してください。

《問5》(書類提出の義務者)

Q 会社の場合の書類提出の義務者は代表取締役でなければならないのでしょうか。

A 通常代表取締役ですが、条例で求められている計画書の策定等の遂行について、明確に権限を受任されている場合は、その役職者名で提出することができます。

《問6》(子会社等の扱い)

Q 子会社やグループ会社の関連会社は、それぞれ別々に計画書を作成すればよいのでしょうか。

A 事業者は法人単位で独立しているものと考えます。子会社やグループ会社においても、それぞれ別の法人となりますので、対象要件に該当すれば、それぞれ個々に計画書を作成してください。

《問7》(自動車の登録について)

Q 広島市内の事業所で自動車登録していますが、都合により広島市外(県内)の営業所で使用している場合、あるいは、広島市外(県内)の事業所で自動車登録している自動車を主に広島市内の営業所で使用している場合の取り扱いはどうなりますか。

A 自動車検査証車検証に記載してある使用の本拠の位置によって判断してください。なお、長期にわたって使用の本拠の位置が変更になる場合は、変更登録を行ってください。

《問8》(個人自動車の扱い)

Q 個人が所有している車を営業活動等に使用している場合の取り扱いはどうなりますか。

A 日常的に常時又は一時的に使用していても、個人が所有している車については、特定自動車として対象としません。車検証の使用者の欄が事業者名となっているかどうかで判断してください。

《問9》(荷主について)

Q 当社は商品を配達するサービスも行っていますが、配達業務については外部業者に委託しています。外部業者は50台以上の車を持っていますが、こうした場合も対象となりますか。

A 対象事業者となりません。荷主に対する計画書等の策定義務までは規定していません。この場合は、外部業者が対象の事業者となります。

《問10》(ディーラー、リース車両等の扱い)

Q 自動車ディーラー、リース会社やレンタカー会社が商品としている自動車については、特定自動車の算定対象となりますか。

A① 自動車ディーラーにおける販売を目的とした自動車は、事業の用に供している自動車ではないため、新車、中古車に関わらず対象にはなりません。

② レンタカー会社については、自動車賃貸業の用に供している自動車であるため、レンタカー会社において算定の対象となります。

③ リース車両についても、賃貸業の用に供している自動車であるため対象となります。

ただし、日常点検整備のメンテナンス等をリース元で実施している場合はリース会社で算定し、リース先で実施している場合はリース先で算定します。